

昭和女子大学大学院学則

第1章 総則

第1条 本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

第3条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。ただし博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は博士前期課程とし、後期3年の課程は博士後期課程とする。

2 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は2年とし、その最長在学年限を4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする。

3 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、その最長在学年限を6年とする。

4 長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という）の修業年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年とし、その最長在学年限を6年とする。また、博士後期課程にあつては6年とし、その最長在学年限を8年とする。

第5条 本大学院に次の研究科を置く。それぞれの研究科に置く専攻と専攻の目的は次のとおりである。

文学研究科

(1) 日本文学専攻（博士前期課程）は、日本文学及び日本語学において広い視野と

豊かな学識を培い、専門領域における優れた研究能力を養うことにより、研究・教育をはじめ高度の専門性を有する分野で活躍し得る有為な人材の育成を目的とする。

- (2) 英米文学専攻（博士前期課程）は、イギリス文学、アメリカ文学、英語学（言語学、英語史）を中心とする英語の言語文化の諸分野について、幅広い視野に立って教育指導を行い、研究者あるいはその他の専門的職業人にふさわしい高度の能力の基礎を養い育てることを目的とする。
- (3) 言語教育・コミュニケーション専攻（博士前期課程）は、日本語又は英語を非母語話者に教える教師を目指す日本人学生・留学生・現職の日本語・英語教師を主な対象とし、日本語教育・英語教育の実践の場で活躍しうる有能な人材の育成を目的とする。
- (4) 文学言語学専攻（博士後期課程）は、日本及び英米に関する文学・語学・言語教育学について、高い学識の修得並びに高度な専門的研究能力を涵養し、研究・教育をはじめ高度の専門性を有する諸関連分野で活躍し得る有為な人材の育成を目的とする。

生活機構研究科

- (1) 生活文化研究専攻（修士課程）は、多岐にわたる生活文化に関して高度で知的な素養を持ち、研究、教育及び社会的活動を通して、知識基盤社会を多様に支える人材の養成を目的とする。
- (2) 心理学専攻（修士課程）は、心理学諸領域（認知・発達・社会・臨床など）に関わる専門的知識と技能を修得した人材の養成を目的とする。
- (3) 人間教育学専攻（修士課程）は、人格的豊かさをもち、社会や子どもの変化に的確に対応できる専門的知識と技能を修得し、高度の実践的指導力を身につけた人材の養成を目的とする。
- (4) 福祉社会研究専攻（修士課程）は、現代社会の諸課題を解明すると共に、より良い福祉社会を創っていくために必要な価値観・理論・実践力を修得した人材の養成を目的とする。
- (5) 環境デザイン研究専攻（修士課程）は、工学から芸術・人文系に至る幅広い学問体系を有する専攻として、服飾・インテリア・建築等生活に関わる広い環境を対象としたデザインの分野で研究・実践する人材の養成を目的とする。
- (6) 生活科学研究専攻（修士課程）は、ヒトの生命の営みを、生活を取り巻く食環境とそのライフステージとの関連から解明し、食行動と健康増進に関連するテーマ

を多角的に研究する人材の養成を目的とする。

(7) 生活機構学専攻（博士後期課程）は、幅広い分野における人間の生活に関する総合科学の研究を自律的に行うことのできる高度の研究者・専門職の人材養成を目的とする。

2 各研究科にそれぞれ次の表の専攻、課程をおき、修士課程、博士課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の区分
文学研究科	日本文学専攻	博士前期課程
	英米文学専攻	
	言語教育・コミュニケーション専攻	
	文学言語学専攻	博士後期課程
生活機構研究科	生活文化研究専攻	修士課程
	心理学専攻	
	人間教育学専攻	
	生活科学研究専攻	
	環境デザイン研究専攻	
	福祉社会研究専攻	
	生活機構学専攻	博士後期課程

3 生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程は、主として実務の経験を有する者に対して、標準修業年限を1年とする1年制コースを併せ置く。

4 生活機構研究科福祉社会研究専攻修士課程は、主として実務の経験を有する者に対して、標準修業年限を1年とする福祉共創マネジメントコース及び消費者志向経営コースを併せ置く。

第6条 各研究科、各専攻の学生入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士課程	合計	修士課程	博士課程	合計
文学研究科	日本文学専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	英米文学専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	言語教育・コミュニケーション専攻	10名	—	10名	20名	—	20名

	文学言語学専攻	—	5名	5名	—	15名	15名
	計	20名	5名	25名	40名	15名	55名
生活機構研究科	生活文化研究専攻	10名	—	10名	20名	—	20名
	心理学専攻	20名	—	20名	40名	—	40名
	人間教育学専攻	10名	—	10名	20名	—	20名
	生活科学研究専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	環境デザイン研究専攻	5名	—	5名	10名	—	10名
	福祉社会研究専攻	50名	—	50名	100名	—	100名
	生活機構学専攻	—	5名	5名	—	15名	15名
	計	100名	5名	105名	200名	15名	215名
合計	120名	10名	130名	240名	30名	270名	

第2章 教育方法及び授業科目の履修方法

第7条 本大学院の教育は、建学の精神に則り、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第8条 各研究科の授業科目及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

第9条 各研究科の学位論文の作成等に関する研究指導は、各研究科教授会において研究科長が定め、学長が決定する。

第10条 各研究科の授業科目の単位の計算方法は、昭和女子大学学則を準用する。

第11条 学生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するように指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

第12条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院等に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合、大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設で文部科学大臣が別に指定する当該教育課程における授業を我が国において履修する場合について同様とする。

3 各研究科において教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。ただし、転入学、再入学等の場合はその限りではない。

4 本条第1項から第3項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第13条 授業科目を履修した者に対しては、考査のうえ、その合格者に所定の単位を与える。

第14条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院及び当該大学院付置研究所とあらかじめ協議のうえ、博士課程及び修士課程の学生が、当該研究所、当該大学院において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第15条 各研究科において教育上特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第16条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位

第17条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に標準修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目について、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められ、学長が承認するときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。なお、当該審査に関する審査方法は、第18条第1項から第5項までを準用する。

3 第12条第3項により本大学院において単位を修得したものとみなす場合で、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該

課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第18条 修士論文の審査及び最終試験は、各研究科長の定める審査委員がこれを行う。

2 前項の審査は、指導教員のほか、当該専攻の授業科目を担当する専任教員1名以上を加える。

3 審査委員は、論文審査及び最終試験実施のうえ、その評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科教授会に提出しなければならない。

4 各研究科教授会は、各審査委員から提出された審査報告書に基づいて協議のうえ、審査の結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、各研究科教授会から提出された修士論文の審査及び最終試験の結果に基づいて、合格、不合格を決定する。

第19条 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、本学則に定める授業科目について、文学研究科は20単位以上、生活機構研究科は16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第17条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程及び博士前期課程を修了した者の在学期間は、大学院に3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了要件は、第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第20条 博士論文の審査及び最終試験は、第18条第1項から第5項までを準用する。

第21条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	授与学位
文学研究科	日本文学専攻	博士前期課程	修士（文学）
	英米文学専攻	博士前期課程	
	言語教育・コミュニケーション専攻	博士前期課程	
	文学言語学専攻	博士後期課程	博士（文学）
生活機構研究科	生活文化研究専攻	修士課程	修士（学術）
	心理学専攻		修士（学術）

	人間教育学専攻		修士（学術）
	生活科学研究専攻（食・栄養コース）		修士（学術）
	生活科学研究専攻（実践栄養コース）		修士（栄養）
	環境デザイン研究専攻		修士（学術）
	福祉社会研究専攻（福祉共創マネジメントコース及び消費者志向経営コースを除く）		修士（学術）
	福祉社会研究専攻 （福祉共創マネジメントコース）		修士（福祉社会実践学）
	福祉社会研究専攻 （消費者志向経営コース）		修士（福祉社会実践学）
	生活機構学専攻	博士後期課程	博士（学術）

2 本大学院において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

3 第19条の規定によらないで、本大学院に論文を提出して博士の学位を請求し、所定の審査及び試験に合格した者に博士の学位を授与する。

4 学位授与に必要な事項は、昭和女子大学学位規則に定める。

第22条 高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本大学院各研究科修士課程及び博士前期課程において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類	免許教科	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語	高等学校教諭専修免許状	国語
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	外国語(英語)	高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)
	言語教育・コミュニケーション専攻	中学校教諭専修免許状	外国語(英語)	高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)
生活機構研究科	生活文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	社会	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

	心理学専攻	—	—	高等学校教諭 専修免許状	公 民
	人間教育学専攻	幼稚園教諭専修免許		小学校教諭専修免許	
	生活科学研究専攻	中学校教諭 専修免許状	家 庭	高等学校教諭 専修免許状	家 庭
	環境デザイン研究専攻	中学校教諭 専修免許状	家 庭	高等学校教諭 専修免許状	家 庭
	福祉社会研究専攻	中学校教諭 専修免許状	社 会	高等学校教諭 専修免許状	福 祉

第23条 心理学専攻において公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、第17条の規定によるほか、公認心理師法及び同法施行規則に基づき本学が指定する授業科目の単位を修得しなければならない。授業科目の履修条件は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

第24条 本大学院の学年・学期及び休業日は、昭和女子大学学則を準用する。

第5章 入学、休学、退学及びその他

第25条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第26条 本大学院修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条第1項により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの
- (3) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (4) 学校教育法施行規則第160条により大学に3年以上在学した者に準ずる者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第27条 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 学校教育法施行規則第156条に定める修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認められたもの

第28条 入学志願者は、次の書類に別表（2）に定める入学検定料を添えて申し込むものとする。

- （1）本大学院所定の入学願書
- （2）出身大学長の発行する成績証明書及び卒業証明書（又は卒業見込み証明書）、博士後期課程入学志願者は出身大学院の学長の発行する成績証明書及び修了証明書（又は修了見込み証明書）
- （3）最近3か月以内の写真

第29条 本大学院の実施する入学選抜考査に合格し、別表（2）に定める、入学金を含めた所定の納入金を納めた者について、学長は入学を許可する。

2 前項の入学選抜考査の時期及び方法は、その都度定める。

第30条 入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の手続きを行わなければならない。

2 所定の期日までに本学所定の手続きを行わないときは、入学許可を取り消す。

第31条 保証人に関する事項は、昭和女子大学学則を準用する。

第32条 外国人の入学に関する事項は、別にこれを定める。

第33条 本大学院の開設する1授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者を科目等履修生とする。

2 科目等履修生として聴講を志望できる者は、第26条、第27条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

3 科目等履修生の許可は学長が決定する。

4 科目等履修生の聴講料は、昭和女子大学学則を準用する。

5 科目等履修生に対しては、本条に規定するもののほか本学則の各条を準用する。ただし、第4条、第17条から第23条までの規定は、準用しない。

第34条 疾病その他、やむを得ない理由で学業を続けることができないときは、その理由を詳記し願い出て、休学することができる。

2 休学の期間は、1か年以内とする。特にやむを得ない事情のある者には、休学の継続を許可することがある。ただし、その期間は3か年以内とする。

3 休学の理由が止んだ時は、復学願を提出しなければならない。

4 休学者は、学期の始めに復学することができる。

5 休学の期間は、在学年数に通算しない。

6 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認めるときは、学長が休学を命ずる。

第35条 退学したい者は、その事由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

第36条 正当の理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者が再入学を願い出たときは、学期の始めに限り、審査のうえ学長がこれを許可することがある。ただし、最長在学年限の上限に達した者並びに再入学後に退学、除籍となった者は再入学できない。

第37条 他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署のうえ、指導教員を経て学長の許可を得るものとする。

第38条 他の大学院生が本大学院に転学を希望するときは、学生収容定員に余裕のある場合に限り選考のうえ学長がこれを許可することがある。

第39条 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

2 長期履修学生に関することは、別に規定するもののほか、各章の規定を準用する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条の最長在学年限にして修了できない者
- (2) 学費の滞納が3か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3か月以上連続欠席した者
- (4) 休学期間が通算3か年を超えて復学できない者
- (5) 死亡した者

第6章 賞 罰

第41条 本章に関する事項は、昭和女子大学学則を準用する。

第7章 授業料、貸給費、実験実習教材費及びその他の費用

第42条 学生の納入金は、授業料・施設設備金・実験実習教材費・厚生文化費とする。ただし、生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程1年制コース、生活機構研究科福祉社会研究専攻修士課程福祉共創マネジメントコース及び消費者志向経営コースの学生の納入金は単位授業料、基礎授業料とする。

2 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。

3 各納入金は、次の2期に分納する。

前期 : 4月15日まで

後期 : 10月15日まで

ただし、生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程1年制コース、生活機構研究科

福祉社会研究専攻修士課程福祉共創マネジメントコース及び消費者志向経営コースの各納入金は次の2期に分納する。

前期：5月31日まで

後期：11月30日まで

4 納期に納入できないときは、延納願を提出して許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、所定の納入日の翌月末日を超えない範囲とする。

5 休学の場合は次のとおりとする。

(1) 学期の始めから休学する場合（入学と同時に休学を開始する場合を除く。）は、当該学期の納入金を免除し、在籍料として別表（2）に定める額を納入するものとする。

(2) 入学と同時に休学を開始する場合は、すでに納めた納入金は返金しない。

(3) 学期の途中から休学する場合は、当該学期の納入金を納めなければならない。

第43条 学業優秀にして、志操堅固な者には、一定の学資を給付又は貸与することがある。

2 学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

第44条 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

第8章 教員組織並びに運営

第45条 本大学院の授業科目の担当並びに研究指導の教員は、昭和女子大学の教授の中から学長が委嘱する。ただし、必要ある場合は、昭和女子大学の教授以外から委嘱することがある。

第46条 本大学院の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第47条 各研究科に、学生の入学、修了及び学位の授与のほか、当該研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第48条 本大学院生活機構研究科に近代文化研究所、女性文化研究所、国際文化研究所、生活心理研究所及び女性健康科学研究所を附設する。

第49条 本学則の細則は、別に定める。

第50条 本学則は、変更の必要性がある場合、内容を変更することができる。

- 附 則 本学則は、昭和 49 年 4 月 4 日から実施する。
- 附 則 本学則は昭和 50 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 18 条、第 20 条、第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は昭和 51 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は昭和 52 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は昭和 53 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は昭和 61 年 4 月 1 日から一部変更する。(家政学研究科設置に伴う改訂)
- 附 則 本学則は昭和 63 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 18 条、第 20 条、第 33 条改訂)
- 附 則 本学則は平成元年 4 月 1 日から一部変更する。(博士課程設置に伴う改訂)
- 附 則 本学則は平成 2 年 4 月 1 日から一部変更する。(大学院設置基準一部改正、教育職員免許法、同施行規則改正、教育課程一部改訂等に伴う改訂)
- 附 則 本学則は平成 3 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程及び別表 2 学納金の改訂)
- 附 則 本学則は平成 4 年 4 月 1 日から一部変更する。(大学院設置基準一部改正、学位規則一部改正、教育課程一部改訂、授業料等一部改訂)
ただし第 18 条及び別表 2 については、平成 4 年 4 月以前の入学者にも適用する。
- 附 則 本学則は平成 5 年 4 月 1 日から一部変更する。(家政学研究科を廃止して生活機構研究科修士課程の設置に伴う改訂)
ただし平成 4 年度以前入学の家政学研究科在学生には旧学則を適用する。
- 附 則 本学則は平成 6 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 7 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 8 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 9 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 10 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 6 条改訂、別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 11 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 43 条改訂、別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 13 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂、別表 2 授業料等一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 14 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 38 条改訂、別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 15 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)

- 附 則 本学則は平成 16 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表 1 教育課程の一部改訂)
- 附 則 本学則は平成 17 年 4 月 1 日から一部変更する。(第 15 条(教育方法の特例)、第 18 条第 5 項の追加(入学前の既修得単位等の認定)、第 39 条の削除、別表(1)教育課程の一部改定、別表(2)の改定、その他文言整備)
- 附 則 本学則は平成 18 年 4 月 1 日から一部変更する。(生活機構研究科福祉社会研究専攻設置、長期履修学生、別表(1)教育課程の一部改定、別表(2)の改定に伴う改訂)
- 附 則 本学則は平成 19 年 4 月 1 日から一部変更する。(生活機構研究科環境デザイン研究専攻設置に伴う改訂)
別表(1)教育課程の一部改訂、別表(2)の改定に伴う改訂、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 27 条、第 29 条の改定、第 16 条(FD)追加)
- 附 則 本学則は平成 20 年 4 月 1 日から一部変更する。(生活機構研究科 人間教育学専攻設置に伴う改訂)別表(1)教育課程の一部改訂、別表(2)の改定に伴う改訂、(文学研究科 言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程設置に伴う改定)別表(1)教育課程の一部改訂、第 5 条、第 6 条、第 19 条の改定)
- 附 則 本学則は平成 21 年 4 月 1 日から一部変更する。(学校教育法及び学校教育法施行規則改正に伴う改定、学位の表追加)
- 附 則 本学則は平成 22 年 4 月 1 日から一部変更する。(生活科学研究専攻の学位の変更)
- 附 則 本学則は平成 23 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定、第 33 条第 6 項の追加)
- 附 則 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定)
- 附 則 本学則は平成 25 年 4 月 1 日から一部変更する。(文学研究科文学言語学専攻博士後期課程設置に伴う改定)
- 附 則 本学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。日本文学専攻博士後期課程、英米文学専攻博士後期課程、言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程は平成 25 年度から募集を停止し、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。(日本文学専攻博士後期課程、英米文学専攻博士後期課程、言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の収容定員減員・募集停止)
- 附 則 本学則は平成 26 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表(1)教育課程の一部改定)
- 附 則 本学則は平成 26 年 4 月 1 日から一部変更する。(英米文学専攻博士後期課程及び言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の収容定員減員、日本文学専攻博士後期課程の廃止)
- 附 則 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から一部変更する。(学校教育法改正に伴う条文の改

- 定、英米文学専攻博士後期課程の廃止)
- 附 則 本学則は平成 28 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表(1) 教育課程の一部改定)
- 附 則 本学則は平成 29 年 4 月 1 日から一部変更する。(言語教育・コミュニケーション専攻博士後期課程の廃止)
- 附 則 本学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する(公認心理師の受験資格に関する条文の追加、休学時の納入金に関する改定)。ただし、第 41 条第 6 項の規定については、平成 30 年度在籍者かつ平成 30 年 4 月 1 日以降の休学者から適用する。
- 附 則 本学則は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。(入学に関する条文の改定及び整備)
- 附 則 本学則は平成 31 年 4 月 1 日から一部変更する。(別表(1) 教育課程の一部改定)
- 附 則 本学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(民法改正に伴う改正、条文整備)
- 附 則 本学則は令和 3 年 4 月 1 日から一部変更する。(生活機構研究科生活文化研究専攻修士課程、生活機構研究科福祉社会研究専攻修士課程の教育課程の一部変更に伴う関連条文の改定、別表(2) の改定)
- 附 則 本学則は令和 3 年 4 月 1 日から変更する。(除籍に関する変更、大学院設置基準改正に伴う条文の改定)